

(6) 地域子ども・子育て支援事業等

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

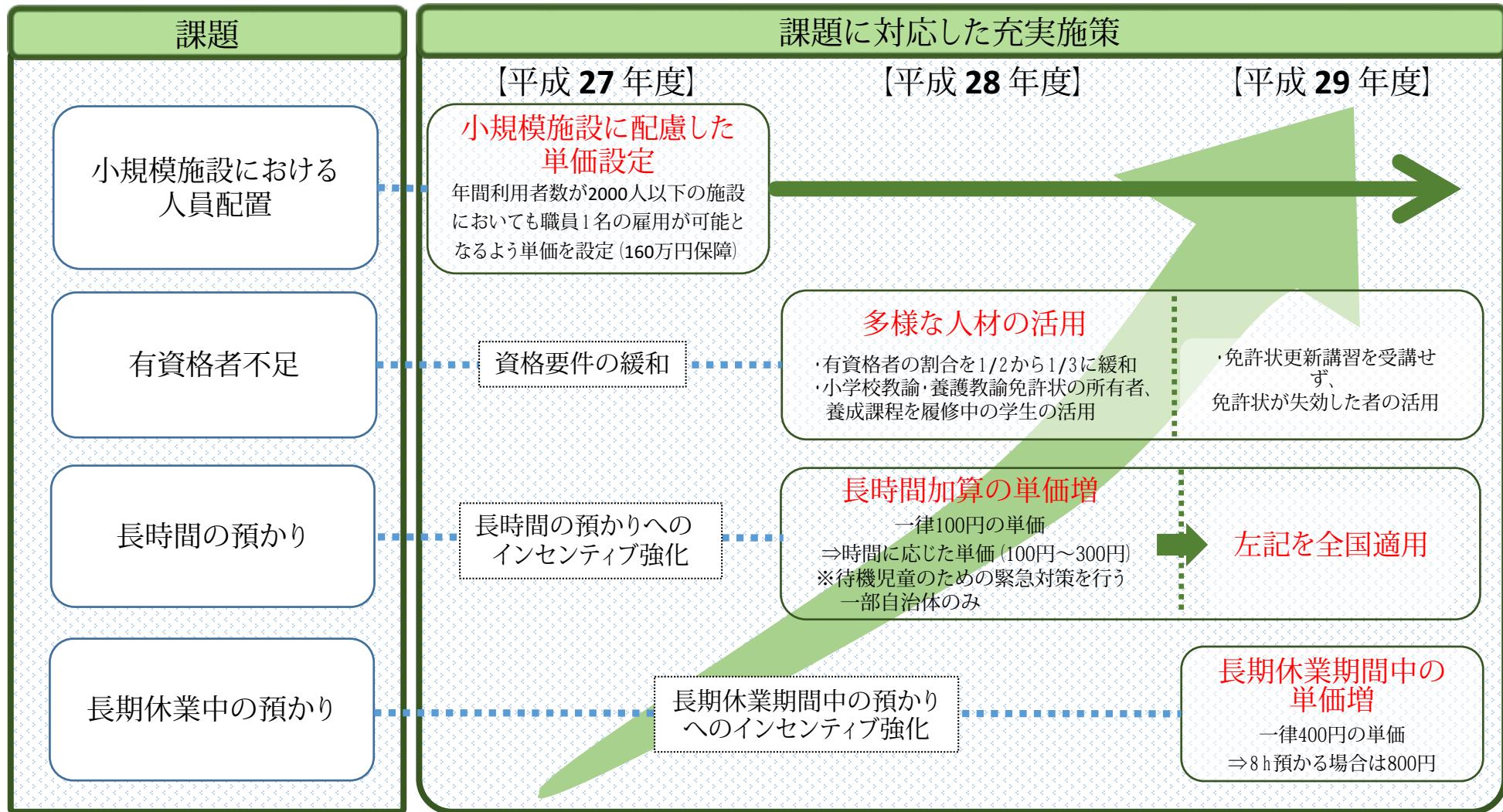
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

一時預かり事業(幼稚園型)に係るこれまでの充実施策【H27～H29】

幼稚園における預かり保育の充実を図るために、幼稚園の有する様々な課題に対応して、補助単価の増額や職員配置の柔軟化等を順次実施。



2歳児の受け入れについて

(※) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村が対象

- 幼稚園のまま、保育を必要とする2歳児（3号認定子ども）を定期的に預かる仕組みを創設。
 - この仕組みは、新制度幼稚園のみならず、私学助成園も対象となるよう設計。
 - ①給食の自園調理が不要（外部搬入可）、②職員に占める有資格者割合は1／2以上（当分の間は1／3以上）で良いなど、幼稚園が取り組みやすいように実施要件を柔軟化。
 - 補助単価は、基本分として、子ども1人日額1,850円を措置。預かりが8時間を超えた場合、長時間加算として、1時間当たり230円を加算（11時間預かれば、合計2,540円）。
- (※) 利用者負担は、これとは別途、徴収可（市町村又は各園で自由に設定）

3～5歳児に対する預かり保育について

(※) 全ての市区町村が対象

3～5歳児に対する預かり保育のより一層の推進を図るため、以下の2点の充実を実施。

- ① 長時間の預かり（8h超）に対する加算単価を1.5倍に増額

【9h:100円⇒150円、10h:200円⇒300円、11h:300円⇒450円】

- ② 事務負担に対応するための加算を創設

【長時間・長期休業中の預かりなど行う施設が対象（1施設当たり年額：138万円）】

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）		放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣 旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H30予算	60.1億円の内数	799.7億円
実施か所数 (クラブ児童数)	17,615か所（平成29年9月） （一体型）4,554カ所（平成29年5月）	24,573か所（1,171,162人）（平成29年5月）
実施場所	小学校 69.1%、その他（公民館、中学校など）30.9%（平成29年9月）	小学校 54.0%、その他（児童館、公的施設など）46.0%（平成29年5月）



今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（平成31年度末まで）

- 全小学校区（約2万か所）で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約94万人⇒約122万人）
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定) 【抜粋】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成29年5月現在)

○クラブ数 24,573か所

(参考:全国の小学校19,628校)

○支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)

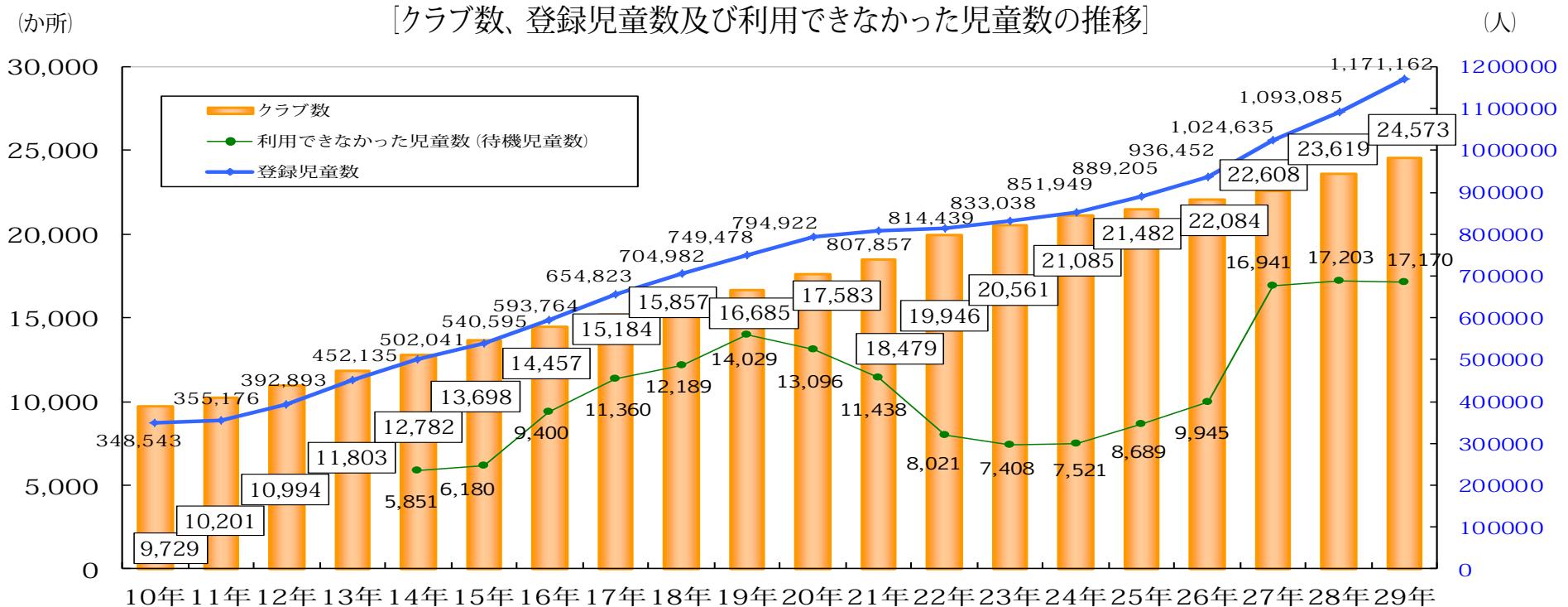
○登録児童数 1,171,162人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

【今後の展開】

○「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を踏まえ、

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、2018年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。



※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員

平成30年5月15日

氏名	所属
赤堀 正美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課長
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
※ 柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
清水 利昭	三鷹市子ども政策部児童青少年課長
清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
田中 雅義	新潟県聖籠町教育委員会子ども教育課長
中川 一良	京都市北白川児童館館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員

(※) 委員長

(敬称略、五十音順)

論点の構成

1 総論

2 量的拡充

▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

4 質の確保

▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

5 その他

(7) その他

企業主導型保育事業の概要について

平成30年度予算 1,697億円(平成29年度予算 1,309億円)

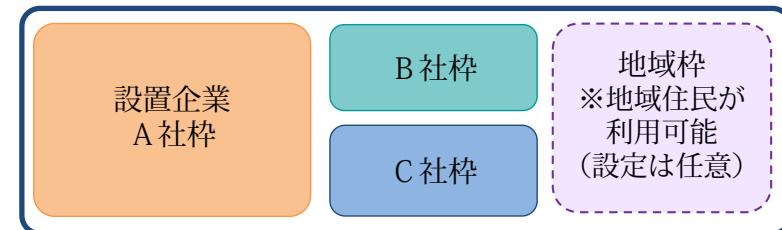
【事業概要】

- ◎企業等が、平成28年度4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- ◎平成28年度に制度を創設し、平成28、29年度で計7万人分の受け皿の整備に取り組んできたところ。
平成30年度についても、子育て安心プランに基づき、新たに2万人分程度の整備を実施する。

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様な保育を提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子供の受け入れも可能

＜施設運営の設定例＞



○財源

本事業は、一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。
※厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。
※事業主負担のみ（労働者負担なし）。

○平成29年度助成決定（平成30年3月31日現在） 2,597施設 59,703人分

※平成28年度助成決定 871施設 20,284人分を含む。

○予算額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	約800億円	約1,300億円	約1,700億円
(参考)	拠出金率	0.2%	0.23%

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業概要>

①ベビーシッター派遣事業

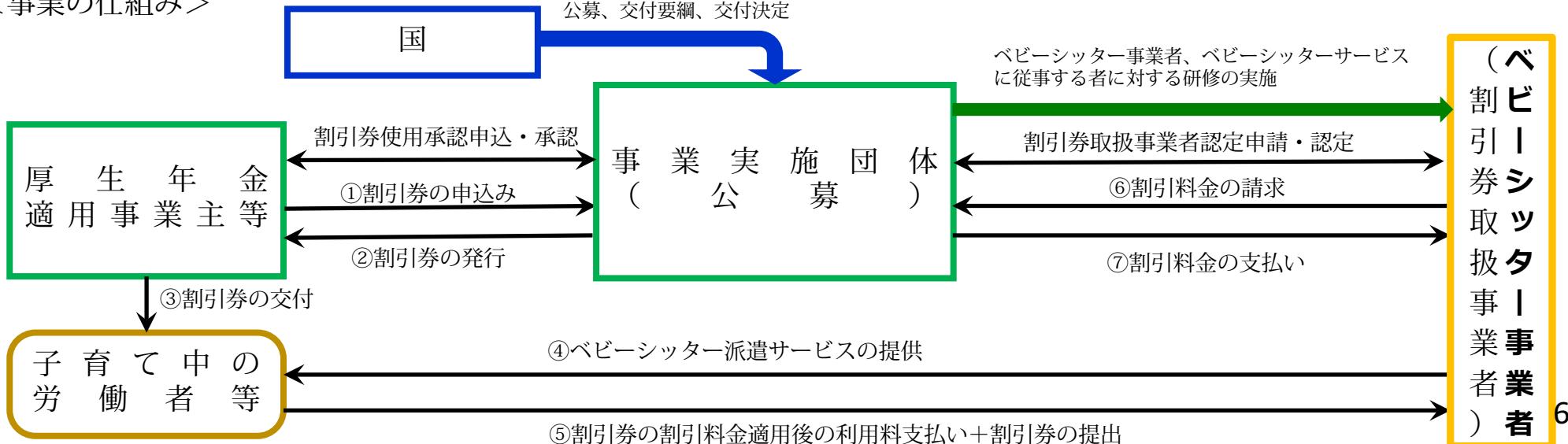
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。(補助額2,200円／1回当たり：多胎児の場合は加算)

②ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<財源> 一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金) 平成30年度予算：3.8億円

<事業の仕組み>



重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）
を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 重大事故の再発防止のための検証】

○検証の実施主体

- ・市町村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止等のためのガイドライン】

○事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

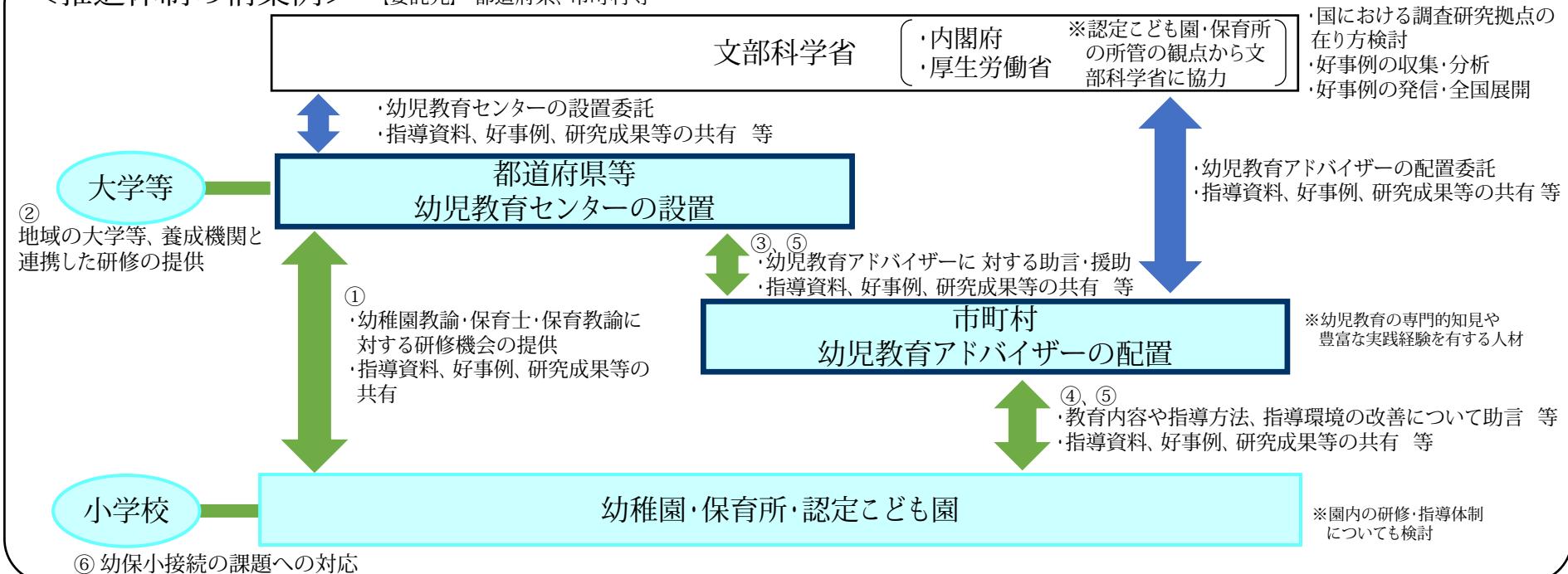
幼児教育の推進体制構築事業

平成30年度予算額
144百万円(183百万円)

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。

- ①都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方 ②研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
③都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方 ④市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
⑤助言等を行う人材の育成方法 ⑥幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方

<推進体制の構築例> [委託先] 都道府県、市町村等



29年度予算：4,875,702千円 ⇒ 30年度予算：5,390,825千円

(事業内容)

子ども・子育て支援法附則第14条に基づき、市町村が、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、以下の事業を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めたうえで、当該計画に従って実施する場合の費用を補助する。

認可化移行運営費支援事業

[事業概要] 認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

[補助率] 国1／2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

[実施主体] 市区町村

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

[事業概要] 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

[補助率] 国1／2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

[実施主体] 市区町村

(8) 関連閣議決定

「ニッポン一億総活躍プラン」

平成28年6月2日閣議決定資料より、「希望出生率1.8」に向けた取組の方向」を抜粋

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

昨年末の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」⁽¹⁾では、保育、介護の受け皿整備の促進を決定した。子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。さらに、本プランでは、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の待遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働く環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

安倍内閣は、女性の活躍に政権を挙げて取り組んできている。平成25年(2013年)4月に待機児童解消加速化プランを打ち出し、この3年間で30万人分の保育の受け皿を整備し、多くの共働き世帯の子育てを支援してきた。

これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度末)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

保育士の待遇⁽²⁾については、平成27年度(2015年度)において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の待遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」⁽³⁾等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の待遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度⁽⁴⁾ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な待遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の待遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる待遇改善を行う。

(1) 平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定

(2) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものと含む。

(3) 平成27年6月30日閣議決定

(4) 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値(平成27年賃金構造基本統計調査)。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向(平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む。)を踏まえ、平成29年度(2017年度)予算編成過程で検討。

多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、更なる充実を図る。チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

大都市圏を中心にお多くの方機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

このように、保育の受け皿整備に加えて、保育士の待遇改善、多様な人材確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の待遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、待遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

平成28年度(2016年度)予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

（課題を抱えた子どもたちへの学びの機会の提供）

特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。

いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子どもが、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子どもへの支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子どもを支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度（2019年度）までに全中学校区の約半分に当たる5000か所に拡充し、高校生への支援も実施する。

（奨学金制度の拡充）

現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇（ちゅうちょ）する学生がいることが指摘されている。このため、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、以下のように奨学金制度の拡充を図る。

無利子奨学金については、残存適格者を解消とともに、低所得世帯の子どもに係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子どもたちが受給できるようにする。

有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子どもたちへの給付型支援の拡充を図る。

奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度（2017年度）の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

(3) 女性活躍

女性の活躍は、一億総活躍の中核である。ポテンシャルを秘めている女性が我が国には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要である。

子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけを行う。また、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図るとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。さらに、本年4月から全面施行された女性活躍推進法に基づき、企業における女性活躍のための行動計画の策定・情報公表などを推進する。総合評価落札方式等による国の調達において、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを加点項目に設定する。

多様な正社員、テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組等を推進する。また、男性の家事・育児・介護等への主体的参画を促進する。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進する。さらに、住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする。

女性リーダー育成モデルプログラムの全国への普及を行うとともに、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。また、女性起業家に対する支援を強化する。

(4) 結婚支援の充実

少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する。

また、若者世帯・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。

(5) 若者・子育て世帯への支援

子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末(2020年度末)までの全国展開を目指す。

結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加しており、不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続するとともに、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行い、必要な支援を検討する。

地域において分娩を扱う施設の確保など、小児・周産期医療体制の充実を図る。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。

(6) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくり

子育て中の親の孤立感や負担感が大きいことが、妊娠、出産、子育ての制約になっていることがある。大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、三世代同居・近居をしやすい環境づくりを推進する。三世代同居に対応した優良な住宅の整備やリフォームを支援するとともに、子育て世帯とそれを支援する親族世帯との近居を支援する。

(7) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者（発達障害者など）等に対して、個々人の特性に応じて将来の目指すべき姿を描きながら、医療、福祉、教育、進路選択、中退からの再チャレンジ、就労などについて、専門機関が連携して伴走型の支援に取り組む。若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO等の関係機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む。さらに、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の陰路の根本にある構造的な問題への対応

(2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等

地域の実情に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を進める。このため、子育て世代包括支援センターの整備や、多子世帯への支援、地域子育て支援拠点・利用者支援事業・ファミリーサポートセンター事業の整備に取り組む。また、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実に取り組む。

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、保育所、企業主導型保育、病児保育等多様な保育の受け皿や放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を空き教室などの地域のインフラを活用しながら推進するとともに、放課後等における学習・体験活動の充実を図る。「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税增收分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。保育人材の確保策と併せた総合的取組により、保育の待機児童は平成29年度末、放課後児童クラブの待機児童は平成31年度末の解消を目指し、以降も維持継続する。平成30年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。

また、求められる保育サービスを支えるために必要な保育人材を確保するため、保育士（※）の待遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。あわせて、放課後児童クラブや児童養護施設等についても、業務や経験に応じた待遇改善や生産性向上を通じた労働負担の軽減等に総合的に取り組む。

家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができ、子育てのしやすい環境づくりとして、三世代の同居・近居を推進する。このため、三世代同居に対応した優良な住宅の整備又はリフォームへの補助や、三世代同居に対応した住宅リフォームに係る所得税の特例措置、地域居住機能再生推進事業等を実施する。

安心して子供を産み育てられるための教育環境が重要である。教育機会の不平等による貧困の固定化を回避し、家庭の経済事情等にかかわらず全ての子供たちが夢に向かって希望する教育を受けられる教育環境を整備する。このため、教育費負担軽減、不登校・中退等対策に取り組む。

（※）「子ども・子育て支援新制度」の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものと含む。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組を進め、格差が固定化されず、社会的流動性のある環境を整備する。このため、子供の居場所づくりや学習支援、生活保護制度における子供の自立支援、親の就労支援、養育費確保策、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など社会全体の取組支援、児童虐待防止対策に取り組む。

非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善を進めることにより若者の経済的基盤の強化を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者への医療・福祉・教育・就労に渡る切れ目ない伴走型支援の提供、在学中における相談支援・指導体制の充実等により、若者の就労・自立を目指す。

2. 成長戦略の加速等

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

② 教育の再生

(略)

幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。また、給付型奨学金について、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。さらに、授業料等負担の軽減に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2017（抜粋）

平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

①人材投資の抜本強化

小中学校9年間の義務教育制度、無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となった。70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、多様な教育について、全ての国民に真に開かれたものとしなければならない。その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

②教育の質の向上等

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、新学習指導要領の円滑な実施のための体制を整備するとともに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。教員の厳しい勤務実態を踏まえ、適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を通じ、長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる。また、チーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働、情報活用能力の育成を含む教育の情報化、幼児教育の振興、安全・安心な学校施設整備を推進する。在外教育施設における教育環境機能の強化を図る。さらに、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進めるとともに、高等教育について、進学を確実に後押しする観点から、新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める。

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士(※)の待遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働く環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

結婚の希望の実現に向けた支援を行うとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多胎児も含めて子育てを支援する体制を拡充する。不妊治療に係る相談機能等の充実や、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実、医療的ケア児の支援に取り組むほか、病児保育を推進する。また、空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組として、子供の居場所づくりや学習支援、特別養子縁組や里親など社会的養育の推進、ひとり親家庭支援、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性とその子供への支援、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に対する社会全体の取組支援、児童相談所の設置促進など児童虐待防止対策等に取り組む。

(※) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものも含む。

1. 幼児教育の無償化

- ・幼児教育の無償化を一気に加速。3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。
- ・0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・消費税率引上げの時期との関係で增收額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施。

2. 待機児童の解消

- ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備。
- ・2018年度(来年度)から早急に実施。
- ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む。今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げ。

3. 高等教育の無償化 (略)

4. 私立高等学校の授業料の実質無償化 (略)

5. 介護人材の処遇改善 (略)

6. これらの施策を実現するための安定財源

- ・社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる增收分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当。①について新たに生まれる1.7兆円程度を、上記1、2、3及び5に充てる。人づくり革命の政策は、消費税率10%への引上げを前提として、実行。
- ・子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額。法律で定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出。

7. 財政健全化との関連

- ・財政健全化の旗は決して降ろさず、不斷の歳入・歳出改革努力を徹底し、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持。
- ・この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示す。

8. 来年夏に向けての検討継続事項

(1) リカレント教育 (略)

(2) HECS等諸外国の事例を参考とした検討 (略)

(3) 全世代型社会保障の更なる検討

- ・今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念のもと、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討。

新しい経済政策パッケージ（抜粋）

平成29年12月8日閣議決定

第2章 人づくり革命

1. 幼児教育の無償化 (具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

なお、0歳～1歳児は、ワークライフバランスを確保するため、短時間勤務など多様な働き方に向けた環境整備、企業による職場復帰の確保など男性を含め育児休業を取りやすくする取組、育児休業明けの保育の円滑な確保、病児保育の普及等を進めるなど、引き続き、国民の様々な声や制度上のボトルネックを的確に認識し、重層的に取り組んでいく。

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。さらに、人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受け入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療行為の提供の在り方について議論を深め、改善を図る。海外の日本人学校幼稚部についても実態把握を進める。

引き続き、少子化対策及び乳幼児期の成育の観点から、0歳～2歳児保育の更なる支援について、また、諸外国における義務教育年齢の引下げや幼児教育無償化の例等を幅広く研究しつつ、幼児教育の在り方について、安定財源の確保と併せて、検討する。

2. 待機児童の解消

(待機児童の解消)

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。

2018年度から2022年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる增收にあわせて2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度(来年度)から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げを行う。について検討する。

(放課後子ども総合プラン)

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

6. これらの施策を実現するための安定財源

(略)

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる增收分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に、中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

2 5年後見直しに係る検討について

(1) ア 新制度施行後、5年間で
経過措置の期限が到来する項目

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) (抄)
(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19 (略)

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

2～6 (略)

附 則 (平成24年法律第66号)

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七項の規定は、適用しない。

幼稚園免許状取得の特例の概要

[目的]

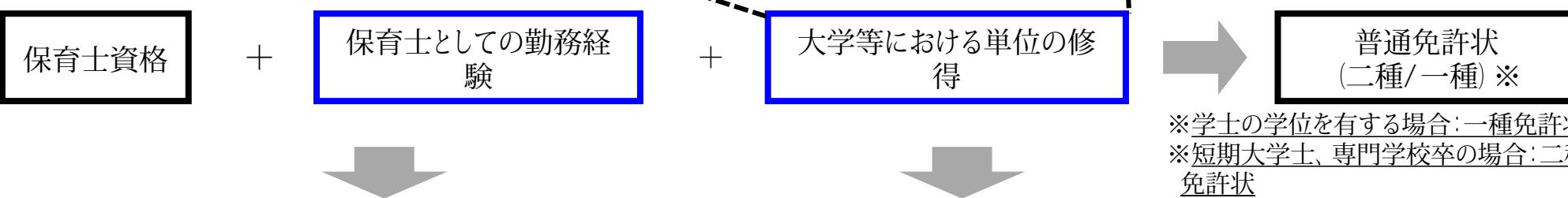
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

[通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合]



[今回の特例措置]（「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討）



※学士の学位を有する場合：一種免許状
※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年かつ4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

(マルクマール)

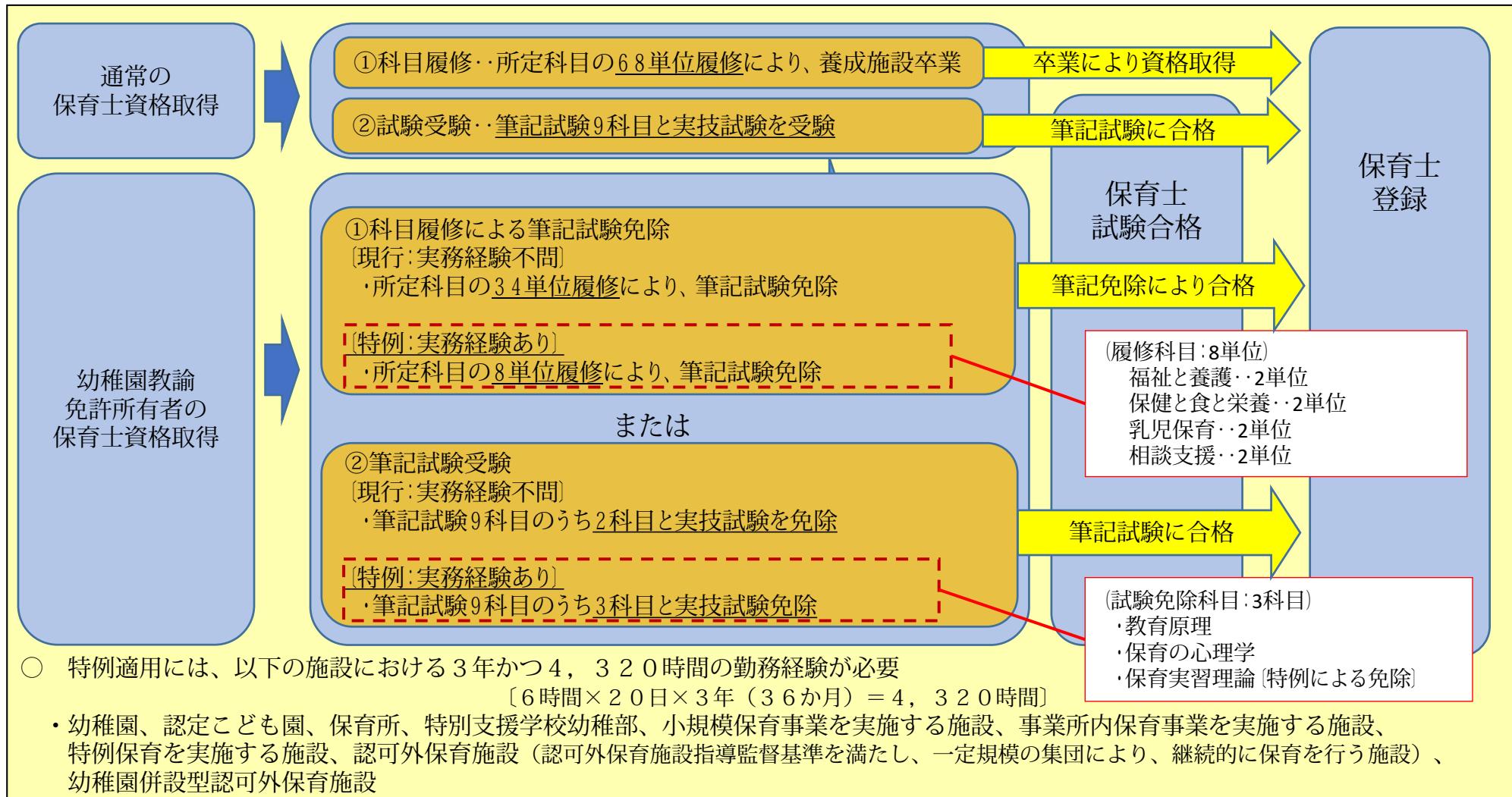
- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の児童を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

(内訳)

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・教職の意義及び教員の役割 | 2単位 |
| ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) | |
| ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 2単位 |
| ・教育課程の意義及び編成の方法 | |
| ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 | 1単位 |
| ・児童理解の理論及び方法 | |

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。 ※幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有
※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例制度を活用して円滑に保育士試験を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

・申請の手数料を2,400円に引き下げ ・合格通知の発送を早期化 ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許及び保育士資格の保有割合

※各年度4月1日現在

保有資格＼年度	人数		割合	
	H29年度	H28年度	H29年度	H28年度
両方保有	73,126	54,088	89.2%	87.8%
どちらか一方のみ保有	8,876	7,538	10.8%	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,272	2,104	2.8%	3.4%
保育士のみ	6,604	5,434	8.1%	8.8%
総 数	82,002	61,626	100.0%	100.0%

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3,618	2,785

みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) (抄)

附 則

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 (略)

幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園について

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号) (抄)

附 則

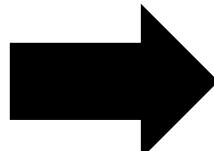
(経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第二の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

<改正前の基準>

保育所部分:長時間利用児	
0歳児	3:1
1・2歳児	6:1
3歳児	20:1
4・5歳児	30:1

幼稚園部分:短時間利用児	
3～5歳児	35:1



<改正後の基準>

長時間・短時間利用児の区別なし	
0歳児	3:1
1・2歳児	6:1
3歳児	20:1
4・5歳児	30:1

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
(平成28年5月10日付府子本第312号・28文科初第212号・顧児発0510第1号) (抄)

2 職員配置について(基準省令第5条関係)

(1) 略

(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

一部改正法附則第5条において、施行日から起算して5年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあっては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

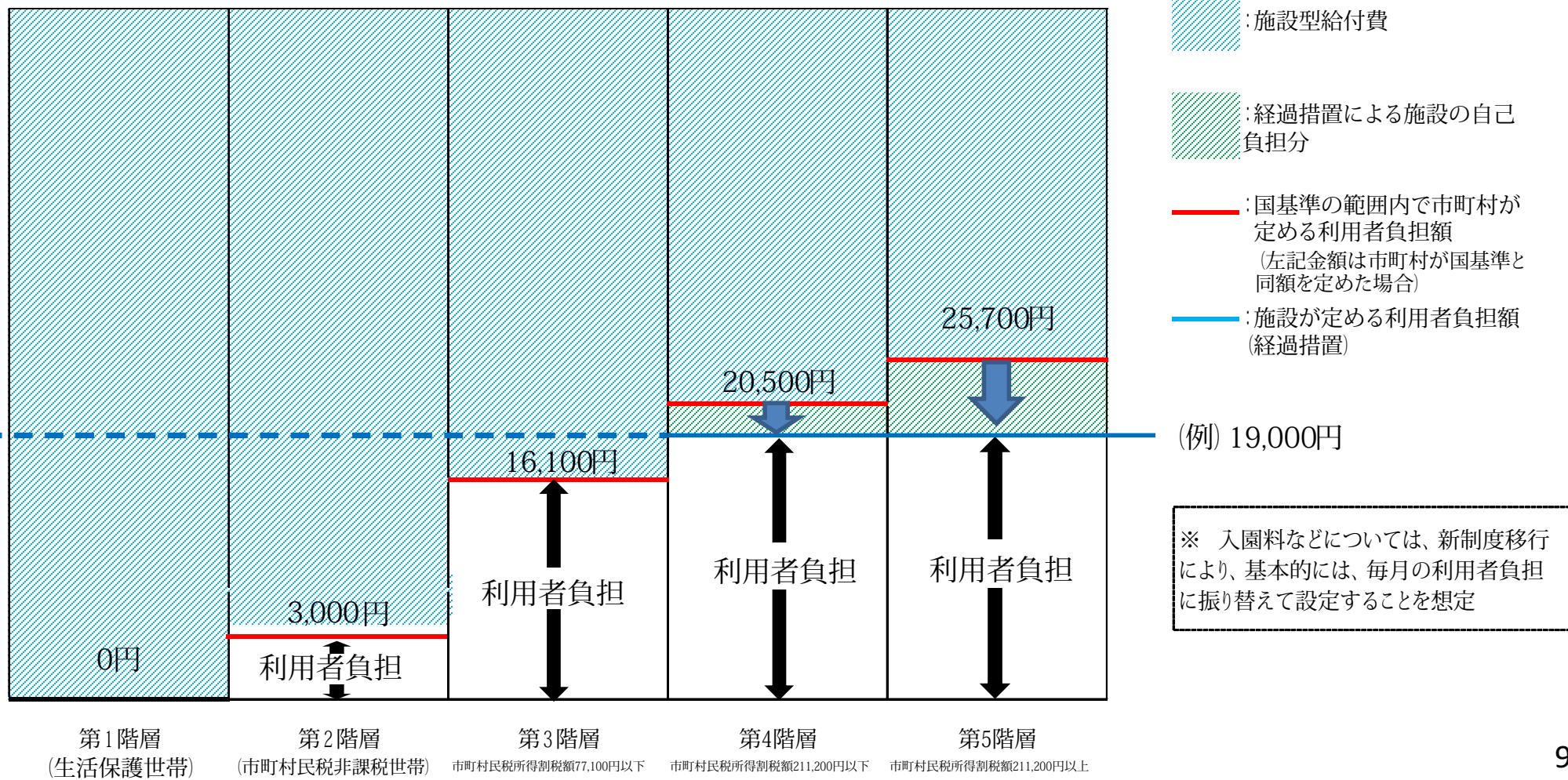
ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない)。

新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置による対応（基本的なイメージ例）

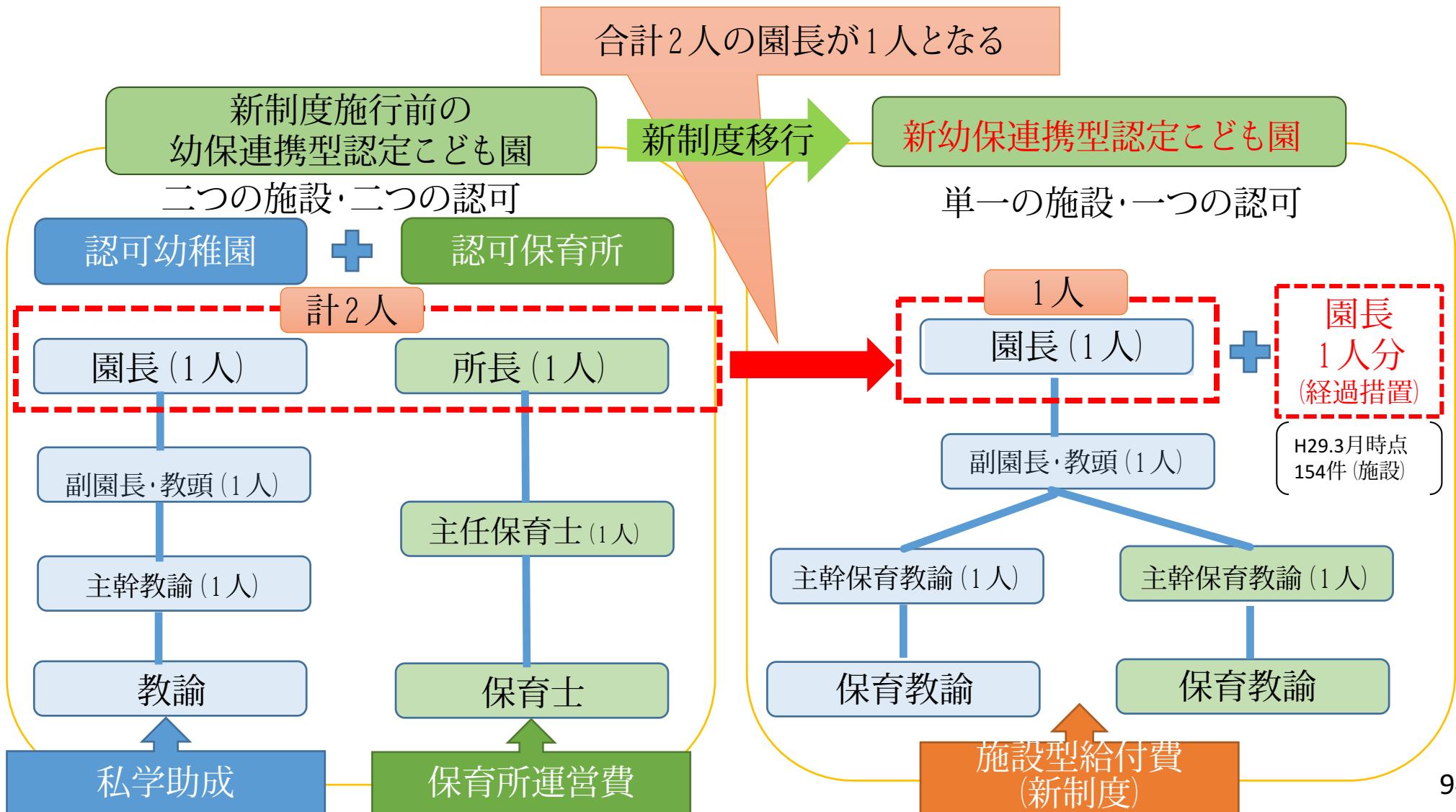
○新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。
※5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



新制度施行前の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人員費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認められる者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いずれも1人3.3m ²
待遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ 給食及び連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。また、小規模保育B型については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみなす経過措置を、小規模保育C型については、利用定員を6人以上15人以下とすることができる経過措置を、それぞれ設ける。

※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	<p>職員数 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2</p>	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
資格	<p>家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</p>		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等 0歳～2歳児 1人当たり3.3m ²	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
待遇等	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

附 則

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 (略)

地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(抄)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

附 則

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(抄)

附 則

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

附 則

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(1) イ 地方からの提案等に関する
対応方針に関する項目

平成28年の地方からの提案

提案事項	①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲
制度の現状	
一時預かり事業及び病児保育事業については、届出の提出先及び立入検査等の事務・権限が都道府県となっている一方で、事業（補助事業）の実施主体は市町村となっている。	
提案内容と理由の概要	
事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点についてよく把握していると考えられるため、検査主体としても適当であり、届出提出先及び立入検査事務を県から市町村に移譲する。	
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）	
【児童福祉法（昭22法164）】 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限（児童福祉法（昭22法164）34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	
これまでの対応内容	
○一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について（平成29年2月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡） →条例による事務処理特例制度により市町村に権限を移譲することが可能であることを周知。	
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	
同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

平成28年の地方からの提案

提案事項	②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和
制度の現状	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児に供するものとされている。
提案内容と理由の概要	整備用地の確保が難しい都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階以上に設置できるように規制緩和することで、施設整備が促進される。
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）	<p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・保育室等の設置階（同省令6条4項）については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるとときは所要の措置を講ずる。
これまでの対応内容	<p>○「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成29年3月31日付府子本第224号・28文科初第1838号・雇児発0331第17号）</p> <ul style="list-style-type: none">・3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合において、遊戯室を3階以上に設置可能とした。・3階以上の保育室（原則3歳未満の園児に供するもの）と同じ階又はその上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取り扱いとして、満3歳以上の園児の保育室を3階以上の階に設けることも認められているが、この園庭が屋上にある場合の要件の1つである便所・水飲み場の設置場所を、「屋上（屋上と同一階含む）」から、「園児の利用しやすい場所」に緩和。
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

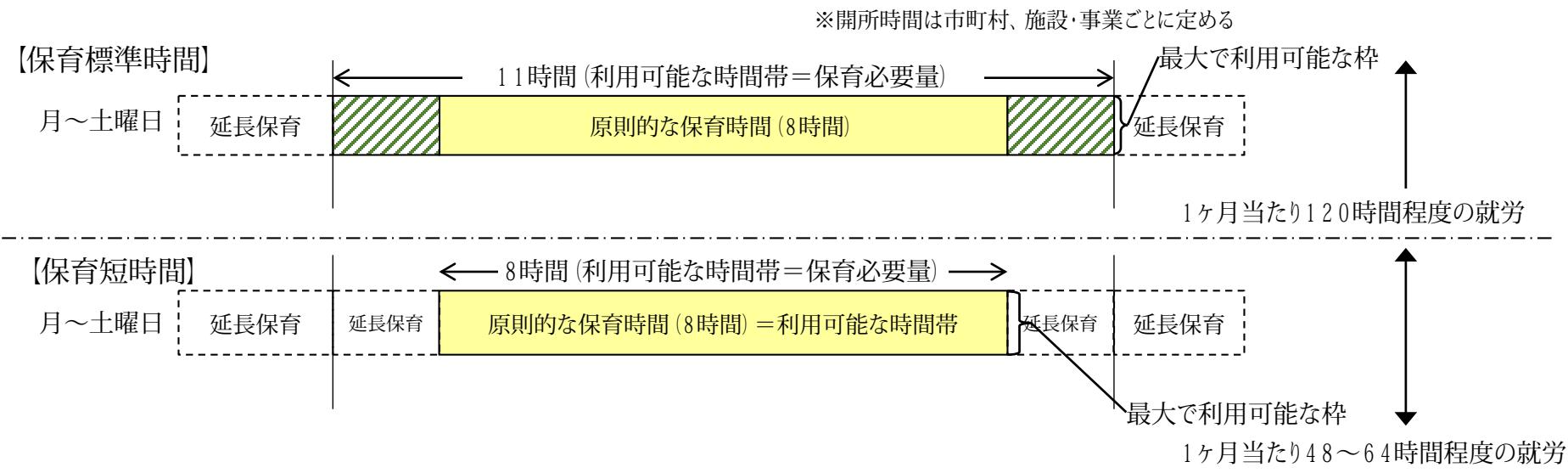
平成28年の地方からの提案

提案事項	③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化
制度の現状	
子ども・子育て支援法20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となる。また保育を必要とする事由により、保育必要量が変動し、利用者負担額も連動して変更となるが、処理件数が非常に多く、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	
提案内容と理由の概要	
子ども・子育て支援法20条3項に規定する保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法20条4項に規定する支給認定証を廃止する。これにより、保護者・施設・自治体の負担が軽減されるもの。	
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】	
(i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20条4項）については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。	
(ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるとときは所要の措置を講ずる。	
これまでの対応内容	
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） →支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）	
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	
支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるとときは所要の措置を講ずる。	

保育の必要性の認定について(保育必要量)

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



(参考) 平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略) 新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略) 保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略) 柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

支給認定証の任意交付化について

改正の趣旨

- 保育必要量の変更に伴う旧支給認定証の提出、新支給認定証の発行などが自治体の事務負担となっており、支給認定証を紛失する支給認定保護者も多く、旧支給認定証の回収も困難である。また、支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に提示し、教育・保育施設において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が示されることもあり、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではない。
- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

(7) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを平成28年度中に可能とする。
(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

改正後の事務手続

①支給認定時の手続

- 保護者からの申請があった場合にのみ、支給認定証を交付する。(※支給認定申請書等で希望の有無を確認)
- 保護者が支給認定証の交付を申請をしていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

②支給認定変更時の手続(変更の申請、市町村職権による変更、認定の取消し、申請内容の変更の届出)

- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定証の市町村への提出は要しない。
- 保護者が支給認定証の交付を受けている場合であって、変更にあたり市町村に支給認定証を提出した際に、保護者が支給認定証の返還を希望しない場合は交付を要しない。
- 保護者が変更後の支給認定証の交付・返還を希望しない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

③特定教育・保育施設からの保育の提供を受ける際の手続

- 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、施設から求めがあった場合に、支給認定証を提示することとする。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を提示する。

平成28年の地方からの提案

提案事項	④保育標準時間と保育短時間の統合
制度の現状	<p>保育標準時間と保育短時間の利用者負担の差は月額1,000円程度とあまり差がなく、2つに分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更のたびに、状況把握と対応が必要となるなど、負担が大きい。また、標準時間と短時間認定の利用に明確な区分がなく、短時間就労であっても、例えば勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を行う自治体の負担が大きい。</p>
提案内容と理由の概要	<p>支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間とを統合することで、実務が簡素化でき、保育の必要量の認定のゆらぎがなくなるため、事業者も安定的な経営計画を立てやすくなる。また、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、雇用の安定化につながる。</p>
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）	<p>【子ども・子育て支援法（平24法65）】 (ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】</p>
これまでの対応内容	<p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） →支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）【提案③再掲】</p>
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	<p>支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】</p>

平成28年の地方からの提案

提案事項	⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について
制度の現状	<p>子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。</p> <p>また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が負担となっている。</p>
提案内容と理由の概要	<p>保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の煩雑さを理由として認定こども園に移行しない幼稚園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効。</p> <p>また、現在短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際、保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。</p>
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）	<p>【子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>(ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】</p>
これまでの対応内容	<p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） →支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）【提案③再掲】</p>
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】

平成29年の地方からの提案

提案事項	⑥認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
制度の現状	<p>保育所（保育所型認定こども園）、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等については、施設側が善管注意義務を果たしてもなお、保護者から保育料の支払いを受けることができなかった場合、施設側の求めに応じて、市町村が強制徴収を行うことができる仕組みとなっている。一方、学校である幼稚園、幼稚園型認定こども園には同様の規定はない。</p>
提案内容と理由の概要	<p>幼稚園型認定こども園等において、行政側の事情（税の更正や事務誤り等）により過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、施設側の事務負担を減らすことができる。</p>
「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）	
<p>【児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>（i）市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法27条1項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平26内閣府令44）2条2項1項。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
これまでの対応内容	
<p>○「自治体向けFAQ（よくある質問）（第16版）」により自治体に周知（平成30年3月）</p> <ul style="list-style-type: none">・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行う。	
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	
徴収事務の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	
107	

平成29年の地方からの提案

提案事項	⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し
制度の現状	<p>私立の認定こども園における障害児支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、私学助成の「特別支援教育費補助」、一般財源措置があり、施設類型、設置者及び支給認定区分によって、異なる補助制度が適用される。</p> <p>また、手続について、私学助成は都道府県へ、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は市町村への申請となっている。</p>
提案内容と理由の概要	<p>補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。</p>
「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）	<p>【私立学校振興助成法（昭50法61）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭51政令289）4条1項2号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法59条4号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>
これまでの対応内容	<p>○「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について（平成30年3月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省中等教育局幼児教育課・文部科学省高等教育局私学助成課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p> <ol style="list-style-type: none">私学助成における対象児童の確認・判断は、5月1日時点で行われている例が多いところ、それ以降に対象児童が新たに入園したり、在園時が障害を有していることが発覚する場合もあるため、満3歳児の園児数を算定する翌年1月時点で改めて確認・判断を行うなど、実態に即した丁寧な対応を行うこと。各事業の対象児童に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れること。
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

私立認定こども園の障害児等支援に係る各補助の対象児童

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費)

●:一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立 ^{※1, 2}	旧接続型	○	○	●	
		旧並列型	○	●	●	
	上記以外	☆	●	●		
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 ^{※1}	単独型	○	○		
		接続型	○	○	☆	
		並列型	○	☆	☆	
	上記以外	単独型	☆	☆		
		接続型・並列型	☆	☆	☆	
保育所型			☆	●	●	
地方裁量型			☆	☆	☆	

※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの
及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

平成29年の地方からの提案

提案事項	⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化
制度の現状	<p>子ども・子育て支援法23条4項により、満3歳未満保育認定こどもが満3歳に達したことを理由に市町村が職権により支給認定の変更の認定を行う場合、支給認定保護者への通知をその都度行うこととなっている。</p>
提案内容と理由の概要	<p>子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日とするなど一定の基準日を設けることにより、毎月の職権変更事務がなくなり、市町村の負担軽減が図られる。</p> <p>また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。</p>
「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）	<p>【子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。
これまでの対応内容	<p>○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第21号）（平成30年3月31日公布、4月1日施行） →3号認定こどもが満3歳に達したことを理由とする職権による支給認定の変更について、年度の末日までに通知すればよいこととした。</p>
今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）	子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

職権による支給認定の変更時の通知について

- 子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する小学校就学前子どもについては、学校教育が満3歳以上の子どものみを対象とするものであることから、満3歳以上か満3歳未満かで認定区分を設けている。
- 一方、子どものための教育・保育給付に要する費用の額の算定については、年度を単位として運用している制度であり、満3歳未満保育認定子どもが年度内に満3歳に達することにより、満3歳以上保育認定子どもに移行した場合、移行した年度内における利用者負担の上限額は、満3歳未満保育認定子どものものと同様のものとして取り扱われることとなっている。なお、公定価格についても同様に取り扱っている。

(例:誕生日が10月の場合)

